

道州制ビジョン懇談会への意見

08. 12. 25 堺屋太一

道州制での財政問題

道州制での財政問題は3つある。

Ⅰ．税原配分

Ⅱ．起債の問題

Ⅲ．現にある国公債の分担

Ⅰ．（１）税原配分の基本思想

- ① 国、道州、基礎自治体に課税対象となる税原を割り当てる。そうでなければ、二重課税の問題が生じ、課税自主権は全うできない。
- ② 基礎自治体には、十分で安定した税原を与えると共に、知価社会にふさわしい地域振興が自治体の財源を潤す課税の仕組みを組み込む。
- ③ 道州税には、十分で成長性のある税原を与え、経済、文化振興を志向する仕組みとする。
- ④ 国は、通貨発行権を持つので景気変動には耐え易い。変動性の高い税原がふさわしい。

（２）税原配分の比率

現在（20年度）における税収で、国3割、道州3割、基礎自治体3割、道州間調整財源1割を目途とする。

国税地方税合計は95兆6千億円

国 28兆7千億円

道州 28兆7千億円

基礎 28兆7千億円

調整財源 9兆6千億円

が、一応の目途となる。但し、東京を国直轄にすれば、国には東京州からの税収が加わる。どのような税原を割り当てるかは、別に調査会を設置して3年以内に第一次試案を出す（以下は一例である）。

（３）国税の根幹は、法人税とする。（26兆5千億円×0.8→21兆2千億円）

但し、道州、基礎の経済発展努力のために道州に10%、基礎に10%程度を配分する。（他に関税、印紙税収入等が根幹）

(4) 道州税の根幹は、所得税とする。(28兆9千億円×0.8→23兆1千億円)

但し、住民誘致のために20%程度は基礎に分配する。

(5) 基礎自治体税の根幹は、財産課税(固定資産税、相続税)および酒税、たばこ税等の消費に課するものとする。

固定資産税	10兆円	
相続税	1兆5千億円	
酒税・たばこ税	2兆4千億円	
自動車税	1兆7千億円、	
法人税の10%・所得税の20%	8兆4千億円	= 約24兆円

(6) 道州間調整財源は、主として燃料税(炭素税)を当てる。(3兆7千億円)

(7) 消費税は原則として、国、道州、基礎および調整財源に4分する。

(8) 徴税は、社会保険料などと共に道州で一元徴収して分配する。

Ⅱ. 国および道州の起債は、それぞれの判断により市場において行う。

日本銀行との調整は、「国・道州調整会議」で行う。

Ⅲ. (1) 国は、国の機能16項目に必要なもの以外は道州に「時価」で売却する(旧国鉄方式)。

道州は、道州債を発行してこれを買取る。これによって、公共施設の不公平は解消、過疎過密、東京一極集中は大幅に緩和される(国は16項目の機能以外の財産は原則として持たない)。

(2) 上記の残額は、国債として国が保持、国税分から返済する。

(3) 道州は、国より買い取った資産を基礎自治体や民間に転売、自ら運用または破棄することができる。

(4) 16項目の国の機能のために、国が保持する資産には固定資産税を、借用するものには借用料を国が支払う。